

道場地域 AI オンデマンド交通実証実験業務に係る委託契約
実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

道場地域 AI オンデマンド交通実証実験

2 業務内容に関する事項

(1) 業務内容

別紙「道場地域 AI オンデマンド交通実証実験業務に係る 仕様書」のとおり

(2) 事業規模（契約上限額）

金 5,952,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 成果物納品場所

神戸市都市局交通政策課（神戸市中央区浜辺通 2-1-30）

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、もしくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）。

(3) 提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成 22 年 5 月市長決定）第 5 条各号に該当する団体でないこと。

- (5) 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体でないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないものであること。
- (8) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (9) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (10) 応募者が共同企業体（以下、「JV」という。）等の場合は、以下によること。なお、応募申込後にJV等の構成員を変更・追加することは原則として認めない。
 - ①すべての構成員が、上記（1）から（9）の要件を満たす者であること。
 - ②構成員の中から代表企業を決定し、代表企業はJV等の意思決定を代表すること。
 - ③代表企業は法人とし、業務の総括、構成員間の調整、当市との調整の窓口を行うこと。また、委託契約に係る事務処理については代表者の名義で行うこと。
 - ④JV等の役割分担が明確になっていること。
 - ⑤JV等が負う法的責任については、JV等の各構成員が負うこと。また、JV等の構成員の負担する責任については、すべての構成員が負担すること。

5 スケジュール（AI オンデマンド交通）

(1) 公募開始	令和8年6月12日（金）
(2) 参加申請関係書類・秘密保持契約書の提出期限・質問受付期限	令和8年6月24日（水）
(3) 質問に対する回答	令和8年6月29日（月）
(4) 企画提案書等の提出期限	令和8年7月13日（月）
(5) 委託事業者選定委員会	令和8年7月15日（水）
(6) 選定結果通知	令和8年7月23日（木）
(7) 契約締結・事業開始	令和8年7月31日（金）※予定
(8) 事業完了	令和9年3月31日（水）

6 応募手続き・質問等に関する事項

- (1) 参加申請関係書類の提出（エントリー）
 - ① 提出期限
令和8年6月24日（水）17時まで
 - ② 提出先
神戸市都市局交通政策課（本書10のとおり）
 - ③ 提出書類（各1部）
 - 【共通・必須】
 - ア) 参加申請書兼誓約書（様式第1号）
 - イ) 団体概要（様式第2号）
 - 【共同企業体を結成する場合】
 - ウ) 共同企業体結成届出書（様式第4号）
 - 【神戸市の入札参加資格がない場合】
 - ※共同企業体の構成員で神戸市の入札資格がない者も提出すること。
 - エ) 法人登記簿謄本「履歴事項全部証明書」（提出日から起算して3か月以内に発行された正本）
 - オ) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書

その1、または、その3の書類（直近1年分、写しでも可）

※滞納がないことを納税証明により証明すること。

※当該市町村にて上記様式がない場合は各市町村税の納付を証する証明書様式にて提出すること。

カ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第3号）

キ) 秘密保持誓約書（様式第7号）

※秘密保持契約書の提出により、別紙仕様書に定める「神戸市情報セキュリティポリシー適合審査」様式及、び「AI リスクアセスメントシート」様式を提供する。

④ 提出方法

郵送又は持参により提出郵送は簡易書留等、配達記録が残るものによること。

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）

第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

⑤ 参加資格の喪失

参加申請書類の提出後、申請者が次のいずれかに該当するときは、参加資格が喪失する。なお、提案審査会の開催後に、評価点が最も高い申請者が次のいずれかに該当することが発覚したときは、評価点の次点の申請者を本業務の契約候補者として繰り上げることとする。

- ・本書4の資格要件を満たさないことが発覚したとき。
- ・本書6（1）に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 質問の受付

① 受付期限

令和8年6月24日（水）17時まで

② 提出先

神戸市都市局交通政策課（本書10のとおり）

③ 提出方法

質問票（様式第6号）に記載し、電子メールで提出

④ 回答

本業務に係る質問等に関しては、参加申請書を提出したすべての事業者に対して令和8年6月29日（月）までに電子メールによる回答を行う。なお、参加資格の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

7 企画提案書等の提出に関する事項

(1) 提出方法

電子メールまたは、CD-R等の電子媒体を郵送または持参により提出

電子メールの場合は、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。

電子データはAdobe PDFとし、フォーマットはWindows OSに対応したものとする。

郵送の場合は、簡易書留等、配達記録が残るものによること。

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

(2) 提出期限

令和8年7月13日（月）17時まで

(3) 提出先

神戸市都市局交通政策課（本書10のとおり）

(4) 提出書類

① 企画提案書提出書（様式第5号）

② 企画提案書（様式自由、A4サイズ）

- ③ 見積書様式自由・A4サイズで印刷可能なもの。内訳がわかるように記載すること。

(5) 企画提案書について

- ① 様式自由・A4サイズで印刷可能なもの。
- ② 最大20ページ以内に収め、必ずページ番号を付記すること。

8 選定に関する事項

(1) 評価基準（詳細は別紙「評価基準」参照）

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行い評価するものとする。

	評価基準	配点
企画等	業務目的・対象地域の理解度	10点
	システムの利便性	20点
	対象地域住民への説明・対応力	20点
体制等	実施体制・人員体制は妥当か	10点
	類似業務実績の豊富さ	20点
	地元企業であるか	10点
価格	見積価格の評価	10点
合 計		100点

(2) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、「道場地域 AI オンデマンド交通実証実験業務に係る」委託事業者選定委員会が対面（プレゼンテーション）で行い、その意見を受けて契約候補者を選定する。
※日時等の詳細は参加申請関係書類の提出後、各申込者へ通知する。
- ② 選定委員は、上記の評価基準に沿って企画提案書等の審査を行う。
- ③ 契約候補者の選定審査の結果、各選定委員の採点の合計点が最も高い者を契約候補者に選定する。なお、評価点が最も高い者が複数いる場合は、「体制等」の得点が高い方を優先し、なお同点の場合は「企画等」の得点が高い方を優先する
- ④ 60点（満点の6割）を最低基準点とし、60点未満の者は失格とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 提案に係る費用は、参加者の負担とする。

- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

10 提出先、問い合わせ先

神戸市都市局交通政策課

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6階

電話番号 078-322-6722

メールアドレス : kotsuseisaku_bus@city.kobe.lg.jp